

登録有形文化財(建造物)の新登録について

次のとおり、令和6年11月22日(金)に開催された文化審議会において、東広島市内の建造物7件(高屋町白市の伊原惣十郎家住宅4件、大藤家住宅3件)が新たに国の登録有形文化財(建造物)に登録される答申が出されましたので報告します。

なお、本件は、今回の答申ののち、数カ月後に官報告示され、正式に登録となります。

報道発表



令和6年11月22日

文化審議会の答申（登録有形文化財（建造物）の登録）

文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）は、令和6年11月22日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに129件の建造物を登録するよう文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、登録有形文化財（建造物）は14,432件となる予定です。

○今回登録される予定の登録有形文化財（建造物）の概要

1. 今回答申された登録有形文化財（建造物）の概要

	新規登録	累 計
登録数	129件(うち東広島市分 7件)	14,432件(うち、東広島市分 116件)
	24都道府県49市町村(区)	47都道府県1,028市町村(区)

○時代別

	江戸以前	明治	大正	昭和	計
新規登録	14	34	22	59	129
うち東広島市分	1	3	1	2	7
累 計	2,582	4,523	2,923	4,404	14,432
うち東広島市分	6	34	40	36	116

○種 別

単位＝件

	産業			交通	官公 庁舎	学校	生活 関連	文化 福祉	住宅	宗教	治山 治水	他	計
	1次	2次	3次										
新規登録	0	6	7	1	3	5	0	9	63	35	0	0	129
うち東広島市分	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	7
累 計	136	1,494	1,777	527	253	457	336	508	6,485	2,142	225	92	14,432
うち東広島市分	2	73	8	0	5	0	3	0	18	7	0	0	116

	建築物	土木構築物	その他工作物	計
新規登録	109	1	19	129
うち東広島市分	6	0	1	7
累 計	11,495	678	2,259	14,432
うち東広島市分	82	3	31	116

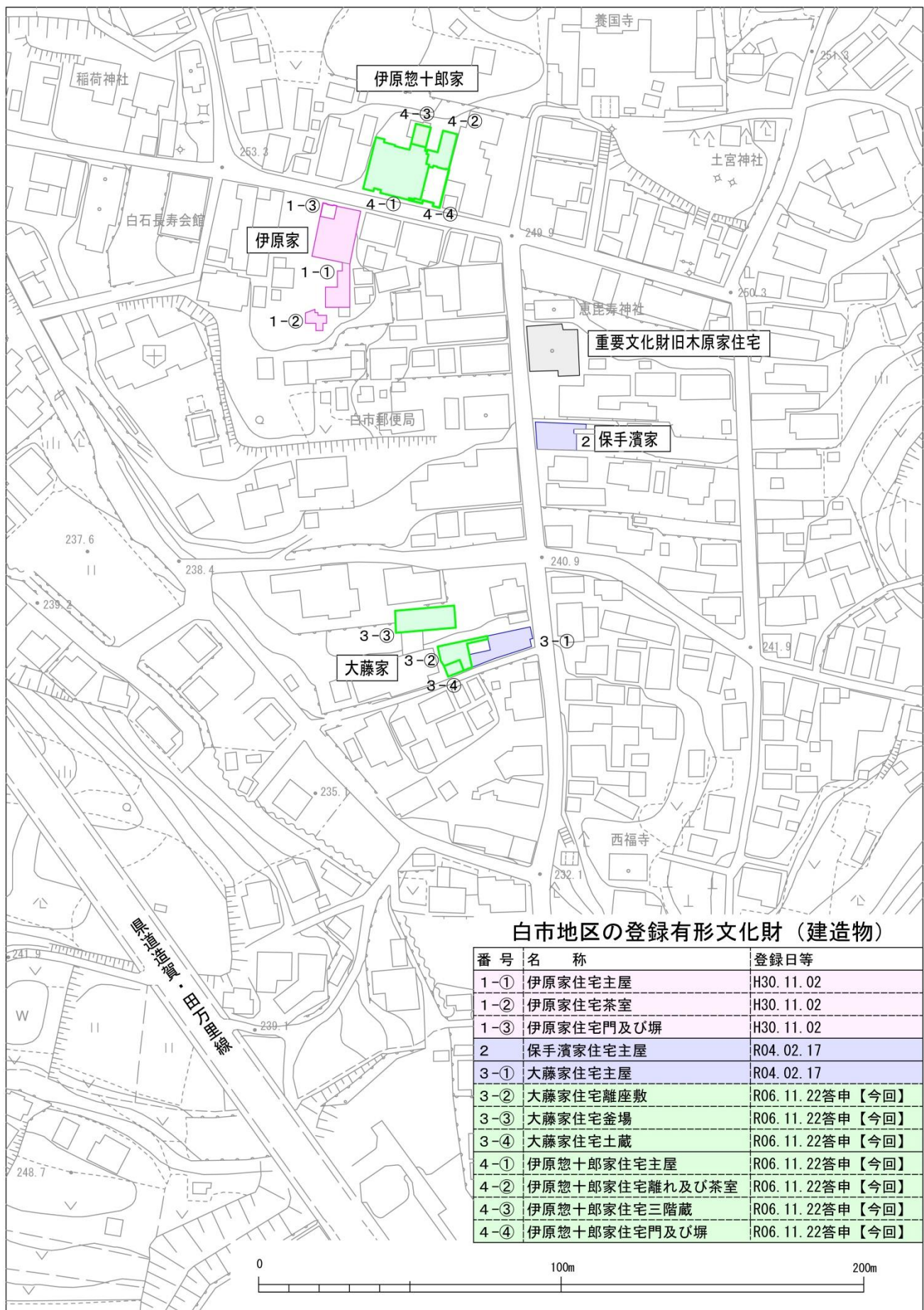
名称	所在地	建設年代	特徴等	種別	種別	基準
伊原惣十郎家(いはらそうじゅうろうけ)住宅主屋	広島県東広島市	M4頃	白市の本町通りに南面する鋳物商の屋敷で、主屋、離れ及び茶室、三階蔵、門及び塀からなる。通りに面する主屋は2階建て入母屋造りで、一階出格子に大振りの鋳り金具を付す鋳物商らしい町家。主屋の北東に位置する離れは南を式台とした三室の続き間座敷で、西に縁を付す。四畳半の茶室とともに上質なつくり。主屋の北東に位置する三階建ての家財蔵で鋳物商の繁栄を伝える。門は正面に石段を設けた、一間薬医門で、門口の板扉に八双金具を付す。主屋に連なり歴史的な景観をつくる。主屋は現在、飲食店として活用。	建築物	住宅	1
伊原惣十郎家住宅離れ及び茶室	広島県東広島市	M前期		建築物	住宅	2
伊原惣十郎家住宅三階蔵	広島県東広島市	T前期		建築物	住宅	1
伊原惣十郎家住宅門及び塀	広島県東広島市	M前期		その他工作物	住宅	1
大藤家(おおとうけ)住宅離座敷	広島県東広島市	S4頃	白市中心部に位置する旧酒造業の屋敷。既登録の主屋の西に建つ離れ座敷、釜場、土蔵からなる。離れ座敷は二階建てで主屋と二階建ての渡廊下で接続。二階は東西の続き間座敷を配し、端正なつくり。主屋の北西に位置する釜場は、平屋建てで南面東寄りを吹放ちとする。醸造用の半地下の釜場などを残し、酒造業の様相を伝える。土蔵は家財蔵で窓少なく重厚な外観で敷地西方の歴史的な景観を形成。	建築物	住宅	2
大藤家住宅釜場	広島県東広島市	S4頃		建築物	産業2次	1
大藤家住宅土蔵	広島県東広島市	E末期		建築物	住宅	1



伊原惣十郎家住宅主屋



大藤家住宅離座敷



白市地区の指定・登録文化財（重要文化財・登録有形文化財）
（緑塗り部分が今回新規登録の答申があった物件）